○山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程

平成24年3月30日 議会規程第1号

改正 令和元年9月27日議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市議会議員政治倫理条例(平成24年山陽小野田市条例第24号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(調査請求の手続等)

- 第2条 条例第5条の規定により調査の請求をしようとする者は、市民にあっては調査請求書(様式第1号)及び調査請求署名簿(様式第2号)を、議員にあっては調査請求書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する調査請求書及び調査請求署名簿(以下「調査請求書等」という。)には、調査請求をする者が署名及び押印をしなければならない。
- 3 議長は、調査請求書等の提出があったときは、速やかにその記載事項及び 添付書類の内容について点検し、不備があるときは、相当の期間を定めてそ の補正を命ずることができる。
- 4 議長は、調査請求を行った者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下することができる。

(審査会の設置)

- 第3条 議長は、調査請求書等を受け取った日から14日以内に山陽小野田市 議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。
- 2 議長は、調査請求書等及び添付資料の写しを審査会に提出し、その審査を求めるものとする。

(審査会の組織)

- 第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

- 第5条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、初回の会議は、議長が招 集する。
- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の傍聴)

第6条 審査会の傍聴については、山陽小野田市議会委員会傍聴規程(平成1 7年山陽小野田市議会規程第2号)の例による。

(審査会の審査結果)

- 第7条 審査会の会長は、条例第10条第1項に規定する審査会の審査結果について、審査結果報告書(様式第4号)により議長に報告するものとする。
- 2 審査会の審査結果は、議長が受け取った日から、議長が指定する場所で議 長が指定する期間、閲覧に供する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。ただし、審査会の運営に必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日議会規程第2号)

この規程は、令和元年9月27日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

住所

請求代表者 氏名

囙

電話番号

調査請求書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、調査請求署名簿 を添えて、次のとおり調査を請求します。

調査請求の対象となる	
議員の氏名	
調査請求の対象となる	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条
事由の該当条項	第 号
THO MAIN X	3,7
調査請求の対象となる	
事由の内容	
調査請求の対象となる	
事由を証する資料の名	
称(資料は別添のとお	
9)	

※山陽小野田市議会議長が、山陽小野田市選挙管理委員会に対し、私が選挙人 名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

選挙人名簿登録者で	
あることの確認欄	

(注)請求代表者は、自署し、押印すること

様式第2号(第2条関係)

調査請求署名簿

私は、山陽小野田市議会政治倫理条例第5条の規定に基づく調査請求の趣旨 に賛同し、署名します。

なお、私は、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を、山陽 小野田市議会議長が山陽小野田市選挙管理委員会に対し求めることについて同 意します。

選挙人名簿登					ふりがな	
録者で あるこ	番号	署 名 年月日	住 所	生年月日		印
との確					氏 名	
認欄						
			山陽小野田市			
			山陽小野田市			
			山陽小野田市			
			山陽小野田市			
			山陽小野田市			

- (注) 1 自署し、押印すること。
 - 2 選挙人名簿登録者であることの確認欄は、記入しないこと。
 - 3 署名簿は、各署名簿に通ずる一連番号を付すこと。

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

山陽小野田市議会議員 印 請求者 山陽小野田市議会議員 印 山陽小野田市議会議員 印 (議員定数の8分の1以上の議員の連署)

調査請求書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

調査請求の対象となる	
議員の氏名	
調査請求の対象となる事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条 第 号
調査請求の対象となる事由の内容	
調査請求の対象となる	
事由を証する資料の名	
称(資料は別添のとお	
り)	

(注)請求者は、自署し、押印すること

年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会長

審査結果報告書

年 月 日付けで調査請求のあった件について、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第 条
第一号

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第7条関係)